

東京都住宅供給公社電子入札システム利用規約

7 総契第 113 号

令和 7 年 7 月 30 日

(目的)

第 1 条 東京都住宅供給公社電子入札システム利用規約（以下「本規約」という。）は、東京都住宅供給公社電子入札システム（以下「本システム」という。）を事業者、個人等（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項について定める。

(著作権等)

第 2 条 本システムが利用者に対して提供するコンテンツに係る著作権等については、公社に帰属しており、国際著作権及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。

(利用者の責任)

第 3 条 利用者は、使用するパソコン、通信機器、回線等が正常に稼働する環境を確保しなければならない。

2 利用者は、公社から発行された ID とパスワードを適切に管理しなければならない。

(禁止事項)

第 4 条 本システムの利用に当たり、利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 業務の処理に当たり公社が指定するファイル以外のファイル又は業務処理上関係のないファイルを添付すること。
- 二 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 本システムの画像、文字等について、公社に無断で他のホームページ又は印刷物等に転載すること。
- 五 本システムに含まれるプログラムその他著作物の修正、改ざん、又は販売すること。
- 六 故意又は過失を問わず、本システムに対してウィルスに感染したファイルを送信すること。
- 七 その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。

(ウィルス対策)

第 5 条 利用者は、本システムにおけるファイル添付機能を使用してファイルを送信する際には、送信するファイルに対して必ずウィルスチェックをかけ、当該ファイルがウィルスに感染していないことを確認した上でなければ送信してはならない。

(システムの利用時間)

第 6 条 入札書の提出及び入札参加資格申請並びに変更申請等の本システム利用時間については、原則として 24 時間利用可能とする。

2 本システム保守・点検等のために利用を停止する場合は、公社は事前にホームページにおいて通知する。

(問い合わせ対応)

第7条 本システムの問い合わせについては、次のとおりとする。

- 一 利用者は、本システムの操作方法等について不明な点が生じた場合に、電話又は電子メールにより問い合わせをすることができる。
- 二 電話で問い合わせする場合には、東京都住宅供給公社 総務部契約課契約係へ問い合わせなければならない。この場合の対応時間は、9時から12時までと13時から17時までとし、土日祝日及び年末年始を除く平日のみの対応とする。
- 三 メールで問い合わせする場合には、公社に登録している事業者名、メールアドレスで行うものとし、連絡先電話番号、担当者名及び問い合わせ内容を記載の上、当該メールを送信して問い合わせをしなければならない。
- 四 利用者は、問い合わせる場合には、暴力的な言動又は不当な要求を行ってはならない。

(利用環境)

第8条 本システムで利用するブラウザについては、G o o g l e C h r o m eとする。

(電子証明書の取扱い)

第9条 本システムを利用するために必要な電子証明書は、公社が無償で提供するものとする。

- 2 利用者は、公社が発行する電子証明書登録に関する電子メールから、電子証明書を取得できるものとする。
- 3 電子証明書登録に関する電子メールを削除したことにより、電子メールの再発行が必要となった場合は、公社に申し出ること。
- 4 利用者は、取得した電子証明書を利用者の責任において厳重に管理しなければならない。
- 5 電子証明書の有効期間は公社が定める期間とし、有効期間の経過した電子証明書は使用しないものとする。利用者は公社が指定した方法にて、有効期間終了前に電子証明書を更新しなければならない。

(情報共有ファイル管理サービス)

第10条 設計図書を取得するために利用する情報共有ファイル管理サービスは、公社が提供する設計図書等ダウンロード用サイト（以下「S T S」という。）とする。

- 2 利用者は、S T Sを利用する際、利用者の責任において厳重に管理しなければならない。

(システム障害等の対応)

第11条 本システムに障害が発生した場合は、公社は利用者へ通知することなく、システムの停止、休止等を行うことができる。

- 2 前項のシステム障害等が復旧した場合は、速やかに本システムを再開し、公社ホームページにおいて通知する。

(利用の停止又は制限)

第12条 利用者が本規約に反する行為をしたと認められる場合、公社は利用者への事前の通知を行うことなく、本システムの利用を停止又は制限等必要な措置を行うことができる。

(システム利用の終了)

第13条 公社は、公社の都合により本システムの利用を終了することができる。

2 公社がシステムの利用を終了する場合、利用者に事前に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 公社は利用者が本規約に違反する行為に起因して公社に損害を与えた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(免責事項)

第15条 公社は、次に掲げる事項について責任を負わないものとする。

- 一 利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害
- 二 本システムに起因しないパソコン、通信機器及び回線の障害により生じた損害
- 三 災害・事変等公社の責めに帰すことのできない事由により、本システムの利用が遅延及び不能になった場合により生じた損害

(利用規約の適用)

第16条 本規約の適用については、次のとおりとする。

- 一 利用者は、本システムの使用を開始した時点で本規約に同意したものとみなす。
- 二 公社は、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとする。
- 三 本規約の変更後も、利用者が本システムの使用を継続する場合は、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

(準拠法及び管轄)

第17条 本規約には日本国法が適用されるものとする。

2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和7年8月1日から施行する。